

# 報道資料

平成28年8月16日  
総務部総務課  
県政情報係 新谷、橋本  
直通 0742-27-8348  
庁内内線 2341、2388

## 奈良県情報公開審査会の第185号答申について

行政文書の不開示決定に対する審査請求についての諮問第182号事案に関して、下記のとおり、奈良県情報公開審査会から奈良県公安委員会に対して答申されましたのでお知らせします。

### 記

#### 1 答申の概要

- ◎ 答 申：平成28年8月12日
- ◎ 諮問実施機関：奈良県公安委員会
- ◎ 実施機関：奈良県警察本部長（交通部交通指導課、各警察署等）
- ◎ 対象行政文書：報告票（平成23年分）
- ◎ 諮問に係る処分と理由
  - 決定：不開示決定
  - 不開示理由：条例第7条第2号に該当
    - 特定の個人を識別することができるものであり、警部補以下の階級にある警察官及びそれに相当する職員の氏名及び印影は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されていないため。
    - 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため。
  - 条例第7条第4号に該当
    - 交通取締りに関する情報であって、公にすることにより、交通指導取締りの年間水準等が類推できるなど、交通違反の助長又は誘発につながるおそれがあるほか、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため。
  - 条例第7条第6号に該当
    - 交通取締業務に関する情報であり、公にすることにより、交通指導取締りの年間水準等が類推できるなど、将来交通指導取締りの目的が達成できなくなり、又は公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
- ◎ 審査会の結論：実施機関は、不開示とした情報のうち、「違反行為」欄の違反種別に係る部分を開示すべきである。
- ◎ 判断理由：

#### 1 本件行政文書について

本件行政文書は、奈良県警察の警察署その他交通取締りを行う19所属の警察官が平成23年に作成した交通違反点数切符のうち、違反行為の内容について記載内容の修正が行われたものに係る報告票である。報告票は、切符番号、告知した警察官の所属、階級及び氏名及び違反者の人定事項や違反内容を記載した報告票部分並びに違反を告知した警察官が所属長への報告事項を記載する違反事実現認・認知報告書部分から構成されており、当該所属において保管されるものである。

報告票部分について、氏名、生年月日、職業、本籍、住所、免許証、保護者又は勤務先及び違反車両、違反日時及び違反場所等で違反事項の特定に疑いや争いが生じるおそれのない簡単な誤記等による補正を行う場合は、補正箇所が付箋を貼付し、補正事項を記載している。それ以外の誤記等については、原則として報告票を作成し直すことになる。

#### 2 当審査会の審議の対象について

本件事案に係る審査請求書の「審査請求の趣旨」欄には、「原処分を取り消し、非開示とした部分（奈良県情報公開条例第7条第2号に該当する部分並びに同条第4号及び第6号に該当する部分の内、違反日時・場所、所属名を除く。）を開示せよとの裁決を求める。」と記載されており、括弧書きにおいて、審査請求の対象を限定しているものと考えられるため、その趣旨について、以下検討する。

開示決定等に対する不服申立てにおいて、不服申立人が不服申立ての対象を限定する場合、不開示とした部分のうち特定の部分を掲げて、不服申立ての対象から除く旨を明示することが一般的である。

この点、本件決定は、本件行政文書の全体を不開示としたものであるため、審査請求人は、本件行政文書の内容を承知しておらず、また、本件決定に係る行政文書不開示決定通知書には、本件行政文書のどの部分が条例第7条各号に該当するかが記載されているわけではないことから、当該括弧書きにより審査請求の対象から除かれる部分は、必ずしも明確ではない。

ところで、当該審査請求書の「審査請求の理由」欄には、「奈良県警察が一般に公開している「交通年鑑」に準じて、上記の時間的・地理的要件を非開示の上、奈良県警察全体としてその他の部分を開示すれば、非公開とする理由はない。」と記載されており、条例第7条第2号該当性については言及されていない。また、本件事案の理由説明書に対する反論として提出された意見書にも、条例第7条第2号該当性については言及されておらず、専ら第7条第4号及び第6号該当性が争点とされているものと考えられる。

また、審査請求人は、第176号諮問事案及び第177号諮問事案（以下「先行事案」という。）の審査請求人と同一人であり、先行事案は、本件事案に類似した開示請求に係るものである。本件開示請求は、先行事案に係る諮問実施機関の理由説明書の写しが送付された後になされており、その経緯及び請求の内容から、先行事案に係る理由説明書における条例第7条第4号及び第6号該当性に係る諮問実施機関の主張に対応したものであると考えられる。

そして、本件事案に係る理由説明書における諮問実施機関の主張は、先行事案における主張が踏襲されている。

当審査会は、これらのことを総合的に勘案して、諮問実施機関が本件事案に係る理由説明書の条例第7条第4号及び第6号該当性について主張している不開示情報（「違反日時・場所」及び「所属別の取締り件数」）のうち、本件事案に係る審査請求書の「審査請求の趣旨」欄において、審査請求の対象としないことが明記された「違反日時・場所」以外の情報、すなわち、「所属別の取締り件数」が、本件事案に係る審査請求の対象であると解し、これを本件事案に係る当審査会の審議の対象とする。

### 3 本件決定の妥当性について

実施機関は、本件決定における不開示情報について、条例第7条第2号、第4号又は第6号に該当すると主張しているので、以下検討する。

#### (1) 条例第7条第2号、第4号及び第6号について

条例第7条第2号本文は、「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を原則として不開示情報とする旨規定している。

同号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号の不開示情報から除外することとしている。

同条第4号は、「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」については、不開示とすることを定めている。

同条第6号は、「県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて」（前段）、「公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」（後段）を不開示情報とする旨規定している。

#### (2) 不開示情報該当性について

諮問実施機関は、所属別の取締り件数は条例第7条第4号及び第6号に該当する情報であり、報告票の一部でも開示すれば、その枚数により、当該件数が明らかになることから、報告票全体を不開示とする必要があると説明している。

##### ア 所属別の取締り件数に係る不開示情報該当性について

諮問実施機関の説明によると、交通取締りは、各警察署等の管轄区内における交通違反及び交通事故の実情、住民の要望及び苦情、取締りに適した時間及び場所の有無等を勘案し、実施するものであり、各警察署等における取締り体制の強弱、重点的に取り締まる違反種別等が反映されるとのことである。

そして、交通取締りの対象となる交通違反は、道交法第8章に規定する罰則が適用されうることから、各警察署等における取締り体制の強弱、重点的に取り締まる違反種別に係る情報は、犯罪の捜査等に係る情報としての側面を有するものと認められる。

また、各警察署等における取締り体制の強弱、重点的に取り締まる違反種別が明らかになると、取締り体制の弱い警察署管内での交通違反行為、又は取締り件数の少ない交通違反行為を助長し、又は誘発するおそれがあるという諮問実施機関の説明には相当の理由があると認められる。

したがって、当該件数は、公にすることにより、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報であると認められる。

これらのことから、所属別の取締り件数は、条例第7条第4号に該当し、第6号の該当性を判断するまでもなく、不開示情報に該当すると認められる。

##### イ 報告票全体を不開示とする必要があるとの諮問実施機関の主張について

諮問実施機関は、報告票は各所属が保有しているものであるから、開示決定等についても、各所属ごとに行うこととなると説明している。

報告票は、交通違反告知を行う際に作成されるものであることから、報告票の枚数は、点数切符により処理された交通違反の件数を表すこととなり、各所属ごとに開示決定等を行った場合、本件開示請求のように補正等がなされた報告票について一部開示決定を行い、別途、補正等がなされなかった報告票について開示請求がなされた場合にも一部開示決定を行うこととなれば、それらの枚数を合計することにより、各所属において点数切符により処理された交通違反の件数が明らかになると認められる。

しかしながら、本件開示請求は、「奈良県警察本部長」に対して行われたものであり、各所属ごとに開示決定等を行ったとしても、決定通知書の発出者は、いずれも「奈良県警察本部長」であるから、例えば、記号及び番号を連記して一件の通知書として発出する等、所属ごとの枚数が明らかにならない方法により、開示決定等を行うことが手続上不可能であるとは思われない。

また、この場合、所属名が分かる記述を不開示とすれば、所属別の取締り件数は明らかにならないと考えられる。

したがって、報告票全体を不開示とする必要があるとの諮問実施機関の主張は是認できない。

#### ウ 報告票の一部分を不開示とする場合の不開示情報について

アで述べたとおり、所属別の取締り件数は、条例第7条第4号に該当し、また、イで述べたとおり、報告票全体を不開示とすることは妥当ではないため、報告票の記載内容のうち、所属別の取締り件数が明らかになるものを不開示とする一部開示決定を行うことが妥当である。

当審査会が、本件行政文書を見分したところ、所属別の取締り件数に関連する情報として、「違反行為」欄、違反場所及び所属名が該当すると考えられる。

違反場所については、これを公にすることにより、警察が行う交通指導取締りの時間的な取締り体制の軽重や、取締りを実施する場所が明らかとなり、検挙件数の少ない場所及び時間帯における交通違反行為を助長し、又は誘発するおそれがあるという諮問実施機関の説明には相当の理由があると認められ、条例第7条第4号に該当すると認められる。また、所属名については、イで述べたとおり、開示すると、所属別の取締り件数が明らかとなり、当該件数は、アで述べたとおり、条例第7条第4号に該当すると認められる。なお、違反場所及び所属名については、審査請求書の「審査請求の趣旨」欄において、審査請求の対象から除かれているところである。

しかし、「違反行為」欄については、奈良県警察が一般に公開している「交通年鑑」により奈良県全体における違反種別の取締り総数が公表されていることから、同欄のうち、交通年鑑によりその総数が公表されている情報、すなわち、違反種別に係る部分については、これを開示したとしても、違反場所及び所属名を不開示とすれば、所属別の取締り件数は明らかにはならず、条例第7条第4号及び第6号に該当しない。

また、同一の違反種別の取締りを受けた者が県内に相当数いることは、「交通年鑑」により明らかであるため、「違反行為」欄の違反種別に係る部分は、条例第7条第2号本文前段に規定する「特定の個人を識別できるもの」には該当せず、さらに、同号後段に規定する「特定の個人を識別することができないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」にも該当しない。

したがって、「違反行為」欄の違反種別に係る部分は、条例第7条第2号、第4号及び第6号のいずれにも該当しないため、開示すべきである。

#### 4 本件答申を受けての開示決定等と行政文書の特定について

実施機関は、報告票のうち一定の要件を満たしたのものについて、その一部分でも開示すれば、各所属ごとの取締り件数が明らかになるという考え方にに基づき、報告票全体を不開示としたとのことである。

諮問実施機関の説明によると、本件開示請求の対象となる報告票は約4万枚あるとのことであり、記載事項の修正が行われた報告票を別個に編綴しているわけではないとのことである。

したがって、一部開示決定を行うことになれば、各所属において保管されている報告票について、記載事項の変更の有無を悉皆的に精査し、該当文書を選別する必要がある。

このことを前提にすると、条例第6条第1項第2号に規定する「行政文書を特定するに足りる事項」は、実施機関の職員が、当該記載から開示請求者が求める行政文書を他の行政文書と識別できる程度の記載を要すると解されるところ、本件開示請求の記載は、形式的、外形的には明確ではあるものの、開示請求権行使の要件としての文書特定が十分ではないとの実施機関の判断もあり得るところである。

条例第29条は、「諮問実施機関は、前条の規定による諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、速やかに、当該不服申立てに対する決定又は裁決を行わなければならない。」と定めており、また、実施機関は、諮問実施機関の裁決を受けて、当該裁決に応じた開示決定等を行うものとされているが、このことは、実施機関の判断において、改めて文書の特定について審査請求人に対し補正を求める等の方法を検討することを妨げるものではない。

## 2 事案の経緯

① 開示請求	平成24年	2月21日		
② 決定	平成24年	3月5日	付けで不開示決定	
③ 審査請求	平成24年	3月11日		
④ 諮問	平成24年	3月22日		
⑤ 経過	平成28年	3月11日	第193回審査会	審議
	平成28年	4月28日	第194回審査会	審議

平成28年	5月26日	第195回審査会	審議
平成28年	6月23日	第196回審査会	審議
平成28年	7月28日	第197回審査会	審議